

おおむた PR 隊設置要綱

(設置)

第1条 大牟田の魅力を市民目線で発掘、発信することで、本市の認知度及びイメージの向上、更には本市の移住・定住の促進に寄与することを目的に、おおむた PR 隊（以下「PR 隊」という。）を設置する。

(構成)

第2条 PR 隊は、次のすべての要件にあてはまる人・団体・法人等であつて、第5条の規定によりPR 隊として登録したもの（以下「登録者等」という。）で構成する。

- (1) 大牟田が大好きで、その魅力をもっとたくさんの人に伝えたいという熱い思いがある人・団体・法人等
- (2) 18歳以上の人又は18歳未満の人であつて保護者の同意がある人

(活動)

第3条 PR 隊は、本市の移住・定住の促進につながるよう、次のとおり本市の魅力を発信する活動を行うこととする。

- (1) 大牟田の魅力を広く情報発信し、大牟田のイメージアップや認知度向上及び大牟田ファンを増やすことに努める。
- (2) 大牟田市が広報おおむたや大牟田市公式ホームページ等で発信する情報を確認し、可能な限り広める。
- (3) その他、大牟田市の魅力発信につながる活動

(報酬)

第4条 PR 隊の活動に対する報酬は、支給しない。

(登録)

第5条 市長は、PR 隊登録申込書（様式第1号）が提出された場合、内容を確認し、第2条の要件に合致していると認めたときは、PR 隊として登録する。

(任期)

第6条 PR 隊の任期は1年とし、登録者等自らが登録解除を申し出た場合又は次条に規定する登録解除を行った場合を除き、任期を自動的に更新する。

(ワーキンググループの設置)

第7条 PR 隊の活動をより効果的に進めるため、PR 隊にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバーは、次の各号にあてはまる者をPR 隊の中から募集し、決定する。

- (1) 概ね20歳から39歳の者
- (2) 大牟田市内に居住する者又は大牟田市内に通勤若しくは通学する者

3 ワーキンググループのメンバーは、第3条に掲げるPR 隊の活動に加えて、次の活動を実施する。

- (1) 定期的開催される会議への参加や取材等、ワーキンググループとして情報発信を行う際に必要な活動
- (2) SNS 等を活用した、主に若者に向けた情報発信

4 ワーキンググループのメンバーの任期は、原則決定を受けた年の属する年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(登録の解除)

第8条 登録者等が次のいずれかの要件に該当した場合は、PR 隊としての登録を解除する

ものとする。

- (1) 大牟田市暴力団排除条例（平成 22 年大牟田市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当した場合
- (2) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) 6 ヶ月以上連絡が取れなくなったとき。
- (5) 登録団体等の代表者又は事業主が、大牟田市暴力団排除条例（平成 22 年大牟田市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当した場合
- (6) 登録団体等を暴力団員が実質的に運営している場合
- (7) 登録団体等が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
- (8) 登録団体等が契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
- (9) 登録団体等が暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
- (10) 登録団体等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (11) その他、市長が登録の取消しを必要と認めたとき。

(情報提供)

第 9 条 市長は、登録者等の活動が円滑に行われるよう、市の事業等に関する情報及び PR 隊のスキルアップにつながる情報を提供するものとする。

(責任)

第 10 条 市は、登録者等が第 3 条に規定する活動の範囲（ワーキンググループメンバーにあつては第 6 条第 3 項に規定する活動内容を含む。）を逸脱すること等により生じた損害又は紛争については、一切の責任を負わないものとし、登録者等は自己の費用及び責任において係る損害を賠償又は係る紛争を解決するよう、適切な措置を講じなければならない。

(庶務)

第 11 条 PR 隊に関する庶務は、企画総務部広報課において処理する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 施行日において、大牟田キューピッツ設置要綱（平成 29 年 5 月 1 日施行）に基づき大牟田キューピッツ登録員・大牟田キューピッツ登録団体等である者は、PR 隊の登録者とみなす。